

別表第4 修理・修景・許可基準

		修理基準		修景基準		許可基準	
		町家・社寺・その他		町家		社寺・その他	
建築物	敷地割	伝統的建造物の資料や痕跡、類例等に基づき、その外観（これと密接な関係がある構造体を含む。）の伝統的な特性の維持又は復原が図られているものとする（※）。		現状維持とする。	同左	現状維持を原則とする。	保存地区の歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	位置			道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。また、町並みの連続性を損なわない隣棟間隔とする。	土地の履歴を考慮した位置を原則とする。	道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。また、町並みの連続性を損なわない隣棟間隔とする。	土地の履歴を考慮した位置を原則とする。
	高さ			地上2階建てまでとし、最高高さ10m以下とする。	地上2階建てまでとし、最高高さ10m以下とする。	地上3階建てまでとし、町並みの連続性を損なわない高さとする。	土地の履歴を考慮し、歴史的風致を損なわない高さとする。
	構造			木造軸組工法とする。主たる道路に面して玄関を置き、平入りを原則とする。	木造軸組工法とする。	歴史的風致を損なわないものとする。主たる道路に面して玄関を置き、平入りを原則とする。	歴史的風致を損なわないものとする。
	屋根			切妻造とし、角地にあつては切妻造又は入母屋造とする。葺材は原則としていぶし銀の棧瓦とし、勾配は周囲の伝統的建造物である町家と揃える。軒は周囲の伝統的建造物である町家と揃え、軒裏の意匠は歴史的風致を損なわないものとする。	同種の伝統的建造物の形式・葺材・勾配・色彩に倣い、歴史的風致と調和したものとする。外部意匠は、周囲の伝統的建造物と調和を図る。	切妻造とし、角地にあつては切妻造又は入母屋造とする。葺材はいぶし銀の棧瓦又は金属板とし、勾配は周囲の伝統的建造物である町家と揃える。軒は周囲の伝統的建造物である町家と揃え、軒裏の意匠は歴史的風致を損なわないものとする。	土地の履歴及び伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわないものとする。
	庇			主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。板葺を原則とする。勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。		主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。板葺を基本とし、いぶし銀の棧瓦葺、金属板葺も可能とする。勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。	伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわないよう、必要に応じて設置する。
	外壁			伝統的建造物である町家に準じた意匠・色彩とする。	同種の伝統的建造物に準じた意匠・色彩・建具とする。	伝統的建造物である町家の特質を踏まえ、歴史的風致を損なわない意匠とする。	伝統的建造物の建築様式を考慮し、歴史的風致を損なわない意匠及び色彩とする。
	建具			主たる通りに面する建具は、木製とする。ただし、建具外部に伝統的格子を設置する場合は、この限りでない。玄関戸は、引き戸又は大戸とする。		主たる通りに面する建具は、原則、木製とする。	同左
設備機器	設備機器等は通りから見えない配置とする。やむを得ず通りに面して設ける場合は、周囲の伝統的建造物と調和するよう色彩や囲い等で工夫する。		設備機器等は、通りから見えない配置を原則とする。通りに面して設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。				
工作物	門・塀	※と同じ。	伝統的な門・塀とする。門・塀は、日本瓦葺とする。ただし、木質材で葺く場合は、この限りでない。土地の履歴を考慮した位置・規模とする。		土地の履歴を考慮した位置・規模・形式とし、歴史的風致を損なわない意匠や色彩とする。		
	屋外広告物	屋外広告物は、周囲の伝統的建造物に調和した自家用広告物に限る。掲出数は、必要最小限とする。		屋外広告物は、自家用広告物に限り、歴史的風致を損なわない位置・規模・形態・材質・意匠・色彩とする。			
	その他の工作物	※と同じ。	周囲の伝統的建造物に調和した意匠・色彩とする。		歴史的風致を損なわない意匠・色彩とする。		
環境物件	自然物については、原則として現状維持又は同種による旧状の復旧とする。その他の物件については、原則としてその位置・形質・形状の維持又は復旧とする。				庭木等については、宮島の植生を考慮し周囲と調和を図る。		
駐車場等					駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。車庫を設ける場合は、建築物の許可基準に従うものとする。		

規模や用途等に係る法規制及び防災上の観点から、この基準により難しい場合は、廿日市市伝統的建造物群保存地区保存審議会で審議し、廿日市市及び廿日市市教育委員会が決定する。